

東京大学大学院新領域創成科学研究科ダイバーシティ推進・特任教員支援制度実施要項

令和 4年 3月 9日 学術経営委員会 制定
令和 8年 2月 18日 学術経営委員会 改正

(目的)

第1条 この要項は、東京大学大学院新領域創成科学研究科（以下「研究科」という。）におけるダイバーシティ推進のために実施する特任教員雇用支援制度「研究科ダイバーシティ推進・特任教員支援制度」（以下「本制度」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(趣旨)

第2条 本制度は、教育や学務などの実務に一定期間従事させることにより、教育研究に対する専門性を高める他、若手人材の育成と段階的なキャリアアップを目的に支援するものとする。

(支援対象)

第3条 本制度において支援する対象は、次の各号に掲げる支援制度に該当するものとする。

- (1) 女性特任教員支援制度
- (2) 若手特任助教支援制度
- (3) 国際イニシアチブ特任助教雇用支援制度

(支援内容)

第4条 本制度の支援する内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 女性特任教員支援制度は、女性研究者が教育や学務などの実務経験を積む機会の創出を目的とする。本学において9か月以上の期間雇用されている女性の特任研究員に特任教員の称号を付与する際に、その給与の一部を研究科が支援する。支援期間は最大10年とし、ライフイベント後や特任教員の称号変更後も支援を継続する。
- (2) 若手特任助教支援制度は、若手の特任研究員に対して教育や学務などの実務経験を積む機会の創出を目的とする。博士の学位取得後10年以内で、本学において9か月以上の期間雇用されている特任研究員に特任助教の称号を付与する際に、その給与の一部を研究科が支援する。支援期間は最大5年とする。
- (3) 国際イニシアチブ特任助教雇用支援制度は、研究科における研究及び教育環境の国際化促進を図ることを目的とする。博士の学位取得後10年以内の外国人研究者や海外経験のある研究者を研究科の特任助教として雇用する場合、その給与の一部を研究科が支援する。支援期間は最大5年とする。ただし、日本国籍を有する研究者は、博士の学位取得後、1年以上の海外における研究経験がある者に限る。

(申請資格)

第5条 本制度の支援対象者の雇用教員は、前条及び本制度申請書の雇用教員による確認事項を満たしていることを踏まえたうえで、本制度の支援を申請するものとする。

- 2 本制度の趣旨を鑑み、再申請はできないものとする。ただし、申請時における外部資金等の研究プロジェクト延長に伴う再雇用者の場合はこの限りではない。

(申請手続)

第6条 本制度の支援を申請する雇用教員は、本制度申請書を総務チームに提出する。

- 2 提出された申請書は予算会議において審議のうえ、本制度の適用に関する採否が決定

される。

3 本制度の対象者の人事選考は、使用する特任教員のポストにより研究科または系が定める方法によって行われる。

4 採用された申請に対し、研究科が定める本制度支援限度額に達していた場合、申請を行った雇用教員を支援待機者とする。支援が可能になり次第、支援待機者は、研究科で定められた経費変更の手続きを行った上で、支援を受けることができる。

(委員会)

第7条 本制度に関する審議が必要になった場合は、研究科企画委員会がそれを担当する。

(事務)

第8条 本制度の制定・改廃等に関わる事務は、総務チームにおいて処理する。

(補則)

第9条 本制度実施要項に定めるものの他、本制度の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、令和4年3月9日から施行する。

附 則

この要項は、令和8年2月18日から施行する。